●●●●●●●個人事業者のための●●●●●●●

源泉所得税 個別指導会

給与支払者（事業者）は、従業員や専従者等に対して支払った給与について、税務署に給与支払報告と源泉所得税の納付を行なわなければなりません。

納期特例者の源泉所得税中間納付にあたり、下記により個別指導会を開催しますので、是非ご活用ください。

●開催日時　　平成２２年７月１日（木）～９日（金）※土曜・日曜は除く

午前１０時～１２時、午後１時～４時

●場　　所　　東大和市商工会館（中央 3-922-14）

●相 談 員　　東大和市商工会職員

●期　　限　　納付及び支払報告最終日　７月１２日（月）

※給与支払報告は、税額の有無に関わらず必要です。

≪ お持ちいただくもの ≫

１．平成 22 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿（給与支払明細書）

２．給与所得者の扶養控除等申告書

３．納付書

源泉所得税の納期限と納期の特例とは･･･

源泉徴収した所得税は、原則として給与などを実際に支払った月の翌月 10 日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時 9 人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納めることができる特例があります。

・1 月～ 6 月までに源泉徴収した所得税　→　7 月 10 日

・7 月～12 月までに源泉徴収した所得税　→　翌年 1 月 10 日（納期の特例 1 月 20 日）

東　大　和　市　商　工　会

TEL　562－1131　　FAX　562－1530